

議案第3号

基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正について

基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「享有」を「享育」に改め、「尊び、」の次に「部落差別をはじめとする」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「（」の次に「教育及び」を加え、同条中「よる」の次に「教育及び」を、「推進し、」の次に「あらゆる」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（相談体制の充実）

第5条 町は、あらゆる差別に関する相談に応ずるため、相談体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の公布により、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に関する相談体制の充実等を図っていくため、基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例を改正する必要がある。

令和3年3月11日原案可決